海外交流審議会

主管省及び庶務担当部局課　外務省領事局政策課

電話番号　(03)3580-3311（代表）

ホームページ　なし

根 拠 法 令　外務省組織令第 90 条

設置年月日　昭和 30 年 7 月 11 日（平成 13 年 1 月 6 日に海外移住審議会から改組）

所 掌 事 務

1．外務大臣の諮問に応じ、海外との人の交流に関する重要事項を調査審議すること

2．前号に掲げる重要事項に関し、外務大臣に意見を述べること

分科会等＜分科会＞　なし

＜部　会＞　なし

委員＜定数＞　20 人以内

うち常勤　なし

＜任期＞　２年

＜氏名＞　なし

諮問・答申事項等　なし

外務省